



## <ワンストップ特例を申請する皆様へ>

### 【ご注意ください】

確定申告をする方や6自治体以上に寄附をする方などは、  
特例が適用されません。

#### ワンストップ特例を申請しても適用されない場合とは？

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6自治体以上に寄附をした  
(同じ自治体に複数回寄附をしても、それは1自治体としてカウントします。ただし同じ自治体に寄附をした場合、その都度申請書の提出が必要です。)
- ・ 寄附をした翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出をしていない  
※ワンストップ特例を申請した後に、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附をした翌年の1月10日までに寄附をした自治体に届け出れば特例が適用されます。  
(申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。)

#### ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けするためには……

#### 確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

申告の際には別途送付しております、寄附証明書を添付して下さい。

ご不明な点がございましたら、吉野町役場 協働のまち推進課 ふるさと納税係(0746-32-3081)までお問い合わせください。

#### (参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

(※)・確定申告が不要な給与所得者等が対象  
・5自治体以内のふるさと納税の場合

